

「貨幣論」と貨幣の実体性

—デジタル・マネーの流通と「貨幣論」の現代的意義—

野 田 哲 夫

nodat@soc.shimane-u.ac.jp

"Theory of Money" and the Ontology of Money
—The Circulation of Digital Money and the Modern
Meaning of "Theory of Money"—

はじめに

第1節 デジタル・マネーの新展開と「流通」

- 1-1、電子決済からデジタル・マネーへ
- 1-2、デジタル・マネーの物理的な分類と「流通」
- 1-3、デジタル・マネーの流通形態による分類と「流通」

第2節 デジタル・マネーと「貨幣論」

- 2-1、「貨幣論」の「循環論法」
- 2-2、「貨幣論」と貨幣の「非実体性」
- 2-3、デジタル・マネーと貨幣「国定説」

第3節 「貨幣論」と貨幣の実体性

- 3-1、デジタル・マネーの「実体性」
- 3-2、一般的等価としてのデジタル・マネー
- 3-3、貨幣の実体性の現代的意義

補論 デジタル・マネーと商品の物神性

はじめに

1995年から日本でもブームとなったインターネットは、1996年度に入りその落ち着きをみせたとはいえ、ビジネス社会に一定の拡がりを見せている。

インターネット自体は軍事目的でスタートし、科学技術分野のネットワークとして展開してきたわけである。^{#1}これがここ数年急激な成長をみせてきたのも、アメリカの情報スーパーハイウェイ構想や日本のマルチメディア政策の下で情報ネットワーク網の整備が今後の需要拡大、雇用拡大、経済成長のための不可欠なインフラストラクチャーの整備として捉えられ、インターネットがそのプロトタイプとして位置づけられたからである。そして、今やインターネットはWWW (World Wide Web) などのビジュアルかつユーザフレンドリーなインターフェイスによってビジネス分野を中心に着々と浸透し、情報スーパーハイウェイ構想が提起された90年代初頭のプロトタイプとしての位置づけから、各種ネットワーク構想の標準として位置づけられていると言えよう。

さて、ビジネス分野でのインターネットの展開は、企業内ネットワークとしてデータベースの共有などによるイントラネットの構築として進む一方、企業間、企業と消費者間のネットワークの展開としては、当初のWWW上でのホームページを使った企業や自社製品のPRからネットワークを使った取引、そして支払いまでもネットワーク上で行おうという取り組みとしてのデジタル・マネーの流通などへと広がっている。後者に関しては現在“市場”で行なわれている商品交換がデジタル・ネットワークを通じて行われることであり、特にデジタル・マネーの登場は、貨幣市場を含めた市場構造へ大きな変化を与えつつあると言えよう。そこで、この電子マネーが単なる電子決済の手段としての意味を持つだけでなく、ネットワーク上で流通する商品の実体的価値に支えられた流通手段としての貨幣の役割を担うことを拙稿「インターネットの進展とデ

^{#1} 拙稿「マルチメディア資本主義と地域情報格差」、『島根大学法文学部紀要法学科編 経済科学論集』、第22号所収（1995年）、第2節「インターネットの展開と情報資本主義」参照。

「デジタル・マネーの流通による情報資本主義の新段階」(1996)^{註2}において提起したが、この理論的な説明はまだなされていないし、貨幣の機能は流通手段としての機能にのみとどまるものではない。また、デジタル・マネーの展開はインターネット上だけにとどまらないものであり、現実の市場も含めて今後の急速な展開が予想される。

そこで本稿では、その後のデジタル・マネーの展開もふまえた上で、貨幣の一般的な定義をもとにしながら、デジタル・マネーの貨幣論的な位置づけを明らかにする。その際、マルクスは現実の、眼前にある資本主義社会における商品流通を前提に、貨幣の理論も含めて資本主義の運動法則を抽出したわけであるが、われわれは「金鑄貨→兌換銀行券→不換銀行券→預金通貨→デジタル・マネー」と「貨幣」が発展してきた過程を歴史的に追うだけでなく、同時に、現実のわれわれの眼前の資本主義社会の理論を抽出する必要がある。そして、さらに進んで、デジタル上の商品流通が中心となる情報資本主義社会における「貨幣」としてのデジタル・マネーを想定した上で、理論的抽出を行う必要がある。そしてこれは、インターネットを中核とした情報資本主義社会を、従来から行われてきた「情報の商品化」による価値・価格レベルからの理論的接近を生産の側面から行うだけではなく、貨幣市場、資本市場も含めた流通の側面からより拡充・発展させる基礎となる。さらに、人間の労働の社会的関係が、商品交換というというモノとモノとの関係、そして今や電子ネットワークにおけるデジタル・データの流通といったきわめて特殊物理的・化学的性質によって行われている事態、すなわち商品の物神性の現代的な表出を解明し、資本主義の現代的展開、情報資本主義の理論の構築のための不可欠の作業でもある。

^{註2} 拙稿「インターネットの進展とデジタル・マネーの流通による情報資本主義の新段階」、『島根大学法文学部紀要法学科編 経済科学論集』、第22号所収（1996年）。

第1節 デジタル・マネーの新展開と「流通」

1-1、電子決済からデジタル・マネーへ

インターネットを含むネットワーク上で安全かつ便利に支払いができる手段として登場した「電子マネー」あるいは「デジタル・マネー」は、業界での標準化をめざしてコンピュータ関連メーカー、インターネットによって発展した企業、そしてクレジットカード会社から銀行までがはげしい技術提携と競争とを繰り広げているのである。

この間、もっとも衝撃的な出来事と言え、1996年の暮れにあったマスターカード・インターナショナルによるモンデックスの買収劇であろう。マスターカード・インターナショナルはWWWでホームページを閲覧するためのソフトウェア、ブラウザの開発で有名になったネットスケープ・コミュニケーションズ社とともにインターネット上でカードで安全に支払いができる電子決済システムの構築をすすめていた。一方、イギリスでは大手銀行、ナショナル・ウェストミンスター銀行とミッドランド銀行2社の出資と電話会社のブリティッシュ・テレコム社の技術協力によって、「モンデック (Mondex)」という電子マネーの実験が、1995年7月から開始され、1996年1月現在で、9,000人の市民がカードをもち、750の小売店で利用できる。カードには集積回路 (IC) が入っており、銀行にある機械のほかに、専用の公衆電話でも入金が可能で、将来は携帯電話での利用も考えられていた。^{註3} モンデックスは、後述するが、現在流通している現金通貨にもっとも近い、あるいは「とって代わる」可能性のある形態を持ったデジタル・マネーである。^{註4}

^{註3} マスターカード・インターナショナルのエレクトロニック・コマース (EC) 担当のスティーブ・モット上席副社長はこの買収劇が行われた96年の12月に、「マスターカード加盟の金融機関はMondexを電子マネーのベターなソリューションと考えており、今後MasterCard Cashなどと統一することを検討している」と言及している。そして電子マネーの将来性については「現金の取引を置き換えるものではなく、ニッチ領域を探していく必要がある」とし、「インターネットなどを使ったEC分野が最も有望で、97年には電子マネーを収めたICカードを利用できるインターネット・テレビが登場するだろう」と予測している。

^{註4} マスターカード・インターナショナルはモンデックスの株式の51%を取得するが、日本でモンデックスの事業を立ち上げる際には、マスターカード・インターナショナルは事業に直接関与しないことになる。日本ではクレジット・カード会社が別会社として存在し、銀行業務との一体的な運営ができないことなどを考慮したものと見られる。なおマスターカード・インターナショナルは97年初めにも、モンデックスの日本での事業展開に関する基本方針を発表する見通しである。

一方、マスターカード・インターナショナル同様カードを使った電子決済システムを進めているビザ・インターナショナルは98年6月から東京・渋谷で、電子マネー「VISA Cash」の実験を開始する予定である。渋谷が実験場所に選ばれた理由は——消費者が購買行動を渋谷内で完結し他の商業エリアへあまり出て行かないこと、店舗が密集しており世間に対する実験の露出度が高くなる、ICカードといった最新技術に関心のある若者が多い——などである。^{#5}

VISA Cashは貨幣価値（バリュー）をATM（現金自動預け払い機）などを使ってICカードに格納できる「ストアド・バリュー機能」を備えた汎用プリペイド・カードで、店舗などで使用するたびに利用金額がICカードから差し引かれる。今回の実験では、VISA Cash単体として使い捨てタイプと何度でもバリューを格納できるリロードダブル・タイプの2種類を発行するほか、クレジットカードと銀行のキャッシュ・カードそれぞれにストアド・バリュー機能を付加したタイプ2種類の合計4種類のカードを発行する。ICカードは、ビザ・インターナショナルとマスターカード・インターナショナル、ユーロペイが共同でまとめたEMV仕様に準拠する。これまで各金融機関が独自のネットワークを利用していたのに対し、今回はビザが運営する「ビザ・ネット」にすべての金融機関が相乗りするのも特徴である。^{#6}

このようにデジタル・マネーの取り組みはアメリカの大手クレジットカード会社を中心に進められているが、これ自体はデジタル・マネーあるいは電子マネーと呼ぶよりも、従来のクレジットカードによる取引銀行での決済を電子的

^{#5}実験期間は1年半で、約10万人の消費者にICカードを配布、渋谷界わいの百貨店や小売店、映画館、自動販売機、駐車場など1000店以上で利用できるようにする予定である。ビザ・インターナショナルを除く、現段階の実験参加金融機関は、都市銀行5行（東京三菱、第一勧業、富士、住友、東海）にクレジット・カード会社5社（ディズニーカード、ユーシーカード、住友クレジットサービス、クレディセゾン、ミリオンカードサービス）。さらに、ICカードや端末の供給メーカーとして、凸版印刷、オムロン、東芝などが名乗りを上げている（朝日新聞、12月11日付け「VISAと4都銀 電子マネー実験へ」などの記事による）。

^{#6}その他にも97年からはいくつかの実験が日本で開始される。通産省ではエレクトロニック・コマース（EC）推進事業として95年度第一次補正予算から総額100億円を充当したが、その中の実証実験の1つであるユーシーカード等が参加するサイバー・ネット・クラブが97年1月から1万人規模に拡大し、その他のプロジェクトも実証実験を相次いで開始する。また、郵政省は郵便貯金の磁気ストライプカードをICカードに移行するための実験を98年1月以降埼玉県大宮市で実証実験を行うため、97年度予算で約66億円を確保している（「カード型マネーの実験が本格化する」『金融財政事情』1997.1.13号特集、「マネー電子化の現状と課題」、24頁～27頁より）。

に行く、ひとつの「電子決済システム」と位置づけるべきであろう。そこで、マスターカード・インターナショナルの副社長が言うようにデジタル・マネーは、「5～10年で成熟し現金取引以上の市場に育つかもしいない」と言ったとしても、「貨幣市場」のみについて考えるならば、デジタル・マネーが他の手形や小切手、クレジット・カード、あるいは外国為替のようにそれ自体が売買の、投機の対象として資本にとって魅力のある「商品」、「擬制資本」の投下対象としてのみ捉えられるにすぎない。

だが、大手クレジットカード会社の一つ、マスターカード・インターナショナルによるモンデックスの買収劇は、後述するように、デジタル・マネーの展開が、将来的にはサイバースペース上に現金を模倣した「通貨」型のものが「標準」になっていくことを象徴する出来事でもある。そしてこのことによって、将来的にデジタル・マネーが「貨幣」として流通するだけでなく、諸商品の価値をその使用価値でもって表し、諸商品を流通させ、決済のための支払い手段として機能し、さらに価値の保存手段たる蓄蔵貨幣として機能している「現金通貨」に取って変わる可能性も考えられる。もしそうであるとするならば、われわれは資本主義社会すなわち商品生産社会において、そこで流通する諸商品の「価値」を、その商品の使用価値でもって表す特殊な商品「貨幣」に対する認識を新たな段階において捉え直し、そのことによって「貨幣論」自体を現代的に再構成する必要がある。

資本主義社会における貨幣を、眼前にあった、商品と貨幣が交換されることによって商品が流通し貨幣が流通するという経済的行為から、単なる交換の困難の解消という便宜的な手段によって貨幣の発生を解くのみではなく、商品価値の発展から貨幣が発生することを理論的に明らかにしたのはマルクスの『資本論』第一篇、第一章「商品」における価値形態論であった。逆にこの商品と貨幣が交換されるということ自体の分析によって、それは同時に商品の価値が貨幣によって表現されていることであり、貨幣はそれが表現する商品と同等の価値を持った商品であり、そして資本主義社会においては労働生産物が商品と商品として、その価値すなわち投下労働量によってイコールで結ばれることを

「抽象力」をもって分析^{#7}したのである。そこでわれわれは、マルクスの『資本論』における「叙述の方法」とは異なるが、デジタル化された「商品」が氾濫する現代資本主義社会=情報資本主義社会において「貨幣論」を現代的に「研究」するための手がかりとして、現在われわれの眼前で様々に行われている「デジタル・マネー」の取り組みに関して、それらを分類し、それらのもつ「貨幣」としての「機能」から分析を開始してみよう。

^{#7}マルクスの『資本論』におけるこの「抽象力」をとまなう分析の方法、すなわち「下降分析における具体的なものから抽象的なものの抽象」に関しては、松石勝彦『資本論の方法』（青木書店、1987年）第一章『『資本論』の方法』に詳しく説明されている。特にこの「貨幣生成の謎」の分析に関しては「これまで経済学が成功しなかった価値形態の分析も、同様である。現実目の前にあるのは、1着の上衣=金2ポンドという価値形態の『完成した姿』（同11頁）すなわち貨幣形態（形態Ⅳ）である。すなわちわれわれは、これを分析して右辺の金の代わりに銅がきても石炭がきても、あるいはリンネルがきても、一着の上衣の価値表現、価値形態、交換価値としては同じであることを発見する。かくて形態Ⅳを『抽象力』によって一般的価値形態（形態Ⅲ）に還元する。しかし、さらに『抽象力』によってこの形態Ⅲも展開した価値形態（形態Ⅱ）に還元しうる。なぜなら形態Ⅲは形態Ⅱの逆関連的な裏返しにすぎないからである。最後に形態Ⅱは『抽象力』によって単純な価値形態（形態Ⅰ）20エルのリンネル=一着の上衣に還元しうる。形態Ⅱの一構成要素が形態Ⅰであるからである。かくて、『抽象力』によってのみ『貨幣形態の生成（Genesis）』『貨幣の謎』（K I 62頁）を明らかにしうる。」（同書15頁）として、価値形態論におけるマルクスの分析過程を明解にたどっている。今まさにわれわれは1着の上衣=デジタル・マネー1ビットという事態を想定し、同様の「抽象力」をもった分析が要求されているのである。

1-2、デジタル・マネーの物理的な分類と「流通」

デジタル・マネーのいくつかの分類法としてまずあげられるのが、それが「物理的な外見を持つか否か」による分類である。

物理的な外見を持つ電子マネーとしてはカードの中に電子情報を詰めたものであるプリペイドカード型と、クレジットカードを電子的支払いにも利用できるようにしたクレジットカード型などがある。特にインターネットでの取引が進んでいるアメリカは、同時にクレジットカード社会であり、クレジットカードによる「決済」がもっとも普及しやすいと考えられている。しかしながらこれらは前述したように「電子決済システム」の一つであって、このカード自体が「決済手段」としての機能を持つわけではない。すなわち「決済手段」として機能するということは、デジタル・マネーを受け取った人々が「決済」を完了したことを意味するのであり、そのためにはカードのアカウントの増減では不十分である。カードのアカウントの増減だけで商品所有者＝販売者が自分の商品と同等の価値を回収したと思うことは困難であり、商品所有者の意識を別にしても、商品の移動と逆の方向へ現実にも価値の移転は行われていない。商品所有者の商品の価値が実現するためには、カードのアカウントの増減が購買者、販売者それぞれの取引銀行の預金通貨の増減として「決済」されることが必要であり、最終的にはそれが現金通貨によって販売者の手元に回収されて初めて「決済」が完了するのである。

また、上記のこととも関連するが、クレジットカードの決済による取引の場合は、その場限りのものであり、商品所有者＝販売者がカードのアカウントの増減を確認した後にそのアカウントの増加によって次に購買行為に移る、商品を販売して得た「貨幣」によって別の商品を購入する、すなわちW-G-W'の行為が行われることは想定されていない。それはあくまでもカードのアカウントの増減が購買者、販売者それぞれの取引銀行の預金通貨の増減として「決済」されて後のことであり、クレジットカードは流通手段としても機能せず、この点で手形や小切手などの信用貨幣、流動性をもった預金通貨などを超えるものではない。ただ決済がデジタル空間で行われることによって“便利”になった

にすぎないのである。

さらに、クレジットカードの決済の場合は、その取引ごとに、1回1回の支払いごとにその行為がデジタル・データとして刻印され、それがクレジットカード会社だけでなく金融機関に把握されることによってプライバシーが全てはぎ取られる。これはプライバシーの問題だけでなく、貨幣のもつ匿名性、すなわち諸商品の流通手段として機能するが、貨幣によって流通した諸商品、あるいは商品所有者の情報は貨幣には刻印されない、という性質とは全く相反するものであり、これがまた、上記のクレジットカードの“流通”を妨げる最大の要因である。

雑誌『経済』1996年2月号、「電子マネー、『貨幣＝情報』論の検討」で建部正義氏が指摘されているように、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカードは、一般的に貨幣と混同されている^{※8}が、これらは「たんに、預け入れ・払い出し・口座間の資金の振替えを指図する媒体にすぎない」のである。そしてさらに「クレジットカードには、ID機能、すなわち、磁気ストライプを通じた、会員番号、名前、支払口座、暗証番号などの名義人にかんする情報の識別機能がくみこまれており、ここから、人々に、クレジットカード＝マネー＝情報、という誤った連想を喚起させる可能性をはらんでいるからである」^{※8}が、むしろ1回1回の決済ではなく、販売ののちにW-G-W' 後半の購買の行為が行われ、さらにそれが同時に相対者の販売行為となり、W' -G-W" として無限に続く商品流通の連鎖なかでGが流通手段として一般的に機能するためにはGに1回1回の「情報」が刻印されていることは逆にその妨げとなるのである。建部氏の主張では、一般的に「貨幣＝情報」を「インターネット上やICカード上では、あらゆる内実が1と0の組み合わせからなる電子パルス信号、その意味での情報に転換されたうえで処理される」^{※9}ことが「貨幣＝情報」論と捉えられているが、デジタル・マネーである以上技術的にすべてのも

^{※8}建部正義「電子マネー、『貨幣＝情報』論の検討」、『経済』（新日本出版社）1996年2月号所収、104頁。

^{※9}同上、99頁。

のがデジタル化するのは当然のことであり、このことが問題であるのではない。その際に、「会員番号、名前、支払口座、暗証番号」の情報がデジタル化していくことが問題で、それは決して「人々に、クレジットカード＝マネー＝情報、という誤った連想を喚起させる」のではなく、逆にデジタル・マネーが「貨幣」としての機能を持つことから遠ざけているのである。

一方、物理的な外見を持たないデジタル・マネーとしては、インターネットでの支払いのために開発されたものがあげられる。これは拙稿「インターネットの進展とデジタル・マネーの流通による情報資本主義の新段階」第3節でもその仕組みを詳しく紹介したが、基本的にはデジタル・マネーを、「電子財布 (Electronic Wallet)」なり、個人のパソコン内のハードディスク上なりにデジタル・データの形式で置き換え保存し、貨幣の“流通”をネットワーク上のこのデジタル・データの転送によって行うというものである。これは将来インターネットが普及し、インターネット社会 (サイバーワールド) での商品交換が市場の中心となるとするならば、そこでの基準通貨として期待される。

代表的なのがデヴィッド・チョム (David Chaum) のデジキャッシュ社が手掛ける「eキャッシュ」であろう。具体的な方法としては、「まず、自分の口座からネットワークを通して100ドル分のeキャッシュを引き出し、手元にある『電子財布 (Electronic Wallet)』に入れる。電子財布はパーソナル・コンピュータ用のアプリケーション、あるいはスマートカードのような形態となる。ネットワーク上にある『サイバーショップ』で買物する場合には、商品を買いたい旨の電子メールに100ドル分のeキャッシュを『同封』して伝送する。サイバーショップの方では、利用者からのeキャッシュが『本物』であるかどうか照合し、商品を利用者に送り届ける。受け取った売上金であるeキャッシュは、ネットワークでつながった取引先の銀行に送る。銀行では再びeキャッシュをチェックし、問題がなければ100ドルがサイバーショップの口座に入金される」^{註10}という仕組みである。

^{註10}渡辺保史「デジタル・キャッシュから『超流通』経済へ」、『InterCommunication No.13 1995. Summer』特集 インターネットの政治経済学、http://www.ntticc.or.jp/pub/ic_mag/ic013/digicash/digicash_j.htmlより。

そして「eキャッシュは、例えば100ドルを引き出しても、普通の現金と同じように10ドルとか5ドルに『くずして』使うことができ、個人間の貸し借りも可能となる。クレジットカードによる決済とは違い、少額決済への対応性があり、誰にでも使えて、使った人を特定できない匿名性があること」が大きな特徴となっている。^{#11}

後者の点は、前述のクレジットカードと異なり、デジタル・マネーに匿名性を与えているということである。デジタル・マネーのコピーを防ぐためにそれぞれの暗号化された「裏書き (Blind Signature)」がされており、eキャッシュの額面を保証すると同時にこれがデジタル・マネーのシリアルナンバーとして機能し、流通のたびにネットワーク上でチェックされる仕組みになっている。これは、セキュリティの面からデジタル・マネー自体に唯一無二であることを示すための「名前」がついていることを意味しているが、デジタル・マネーを媒介とした1回1回の商品交換に関する情報、商品所有者や消費書の「会員番号、名前、支払口座、暗証番号」の情報がデジタル化され刻印されていくことは必ずしも意味しない。^{#12} この点で、前述のクレジットカードを利用した電子決済システムとは異なり、W-G-W' に続く次の過程、W' -G-W" の過程が行われ、デジタル・マネーを流通手段として機能させていく可能性をもつ。

しかしながらこれも上記の引用の最後にあるように「100ドルがサイバーショップの口座に入金される」ことによってその流通が終了する。すなわち最終的にはそれが現金通貨「決済」されることを前提としている。当初インターネットで行なわれたeキャッシュの実験では、リアルマネーとはリンクしないヴァー

^{#11}渡辺保史「デジタル・キャッシュから『超流通』経済へ」、『InterCommunication No.13 1995. Summer』特集 インターネットの政治経済学、http://www.nttcc.or.jp/pub/ic_mag/ic013/digicash/digicash_j.htmlより。

^{#12}コンピュータの情報は、1と0の組み合わせからなるデジタル信号であり、複製を作ることが容易である。しかも複製は本物と全く同じものであり、つまり、複製は本物である。その為、常に偽造の危機にさらされている。また、輸送のコストがかからないため、被害が即座かつ広範囲に広がる危険性がある。このため、電子マネーが通貨となるか否かは暗号技術の発達にかかっている、という意見もある。ただし、この技術的な問題は本稿の範囲ではない。また、コンピュータの情報をより複雑にすれば（それぞれの通貨にシリアルナンバーをつけるなど）偽造やマネーロンダリング等の犯罪を防止する事もできるが、これはここに揚げた「匿名性」と相反する。

チュアルな「100万サイバーボックス」がデジキャッシュ社の「第一デジタル銀行 (First Digital Bank)」により発行され、ユーザーとして実験に参加する場合には、デジキャッシュ社のWWWホームページにアクセスして、電子財布アプリケーションと100サイバーボックスを受け取ることによって始まった。これはその「共同体」の中で、共同体のメンバー同士の約束で何かを「貨幣」として認め、この「貨幣」を流通させているわけであり、例えばゲームセンター内でコインが使われることと本質的な差異はない。このデジキャッシュ社のeキャッシュがさらに広く「流通」されるためにはアメリカのミズーリ州セントルイスにあるマーク・トウェイン銀行がeキャッシュ利用者に口座を開設し、eキャッシュを預金通貨さらには現金通貨と換金する、すなわち最終的に決済するサービスを開始することが必要だったのである。

このように現時点ではデジタル・マネーも最終的に預金通貨なり現金通貨なりの決済手段としての機能に依存する、という点ではなんら変わりはない。現実にも手形や小切手を裏書きして流通させる行為、さらには譲渡性のある預金通貨もあるわけであるから、インターネット上でデジタル・マネーを流通させる行為が、現実にもこれらの信用貨幣を流通させる行為と、現金通貨の信用に依存しているという点で何ら変わりはしない。その点でデジタル・マネーは「金鑄貨→兌換銀行券→不換銀行券→預金通貨」という信用の連鎖の中で、理論的には商品世界の共同行為によって一般的等価形態として現出した金鑄貨に代わって、そして現代資本主義社会においては現金通貨に代わって、「貨幣」の流通手段としての機能を果たしているのである。^{#13}

これだけならばデジタル・マネーに関してこれ以上語ることはなんらの意味もないが、前項最後に見たようにデジタル・マネーが現金通貨に取って代わることによって、デジタル・マネーの「貨幣」としての性質を「金鑄貨→兌換銀行券→不換銀行券→預金通貨→デジタル・マネー」という歴史的発展形態から考察するだけでなく、インターネットを含めたデジタル上の商品流通が中心と

^{#13}これは同時に、現代資本主義社会において現金通貨が金鑄貨に代わって以下の機能を受け取るように、将来的にデジタル・マネーが支払手段機能、ならびに蓄蔵貨幣機能を果たすことも意味する。

なる情報資本主義社会における「貨幣」としてのデジタル・マネーの性格を論理的に再規定する必要がある。そこで、そのための条件としてのデジタル・マネーを流通形態の違いから考え、デジタル・マネーの流通が一般的である「現象」を想定して理論的抽出を試みよう。

1-3、デジタル・マネーの流通形態による分類と「流通」

デジタル・マネーのもうひとつの分類法が、その「流通形態の違い」による分類である。これはデジタル・マネーの外観に関わりなく、その流通の範囲による分類であり、「クローズ・ループ型」と「オープン・ループ型」がある。

まず「クローズ・ループ型」であるが、一度使用されたデジタル・マネーが現金通貨によって決済され、必ず発行主体に戻ってくることを前提としている。前項に掲げたクレジットカード型の電子決済システムも、eキャッシュも最終的に預金通貨なり現金通貨なりによって決済されるという点ではこれに属する。よってこれに関してここでこれ以上再論する必要はない。

一方、「オープン・ループ型」は流通経路に限定的な終わりが無いものである。これは、商品所有者Aが購買者Bから受け取ったデジタル・マネーをCに渡し、CはそれをDへ……というように商品流通の無限の連鎖の中で現金通貨と同じように流通させることができるものである、ということを示すだけではない。さらに現金通貨による最終的な決済を行うことなく、発行主体に戻ってくることを前提とすることなく、流通が可能なものことである。このようなデジタル・マネーの流通が可能であるのか否かを、今まさに論述しているところであり、将来的に「デジタル・マネーが現金通貨に取って代わる」かもしれないという可能性のみでこの「オープン・ループ型」を想定し理論づけることは全く意味をなさない。そこで、純粹に「オープン・ループ型」ではないが「オープン・ループ型」に近い例として前述のこの「モンデックス」の例を見ながら、その現実的可能性と理論的措置を行ってみよう。

「モンデックス」は、基本的にはインターネットなどのネットワーク上での利用を想定していないが、英国ナショナル・ウェストミンスター（ナットウェスト）銀行、ミッドランド銀行、それに電話会社のブリティッシュ・テレコム（BT）が中心となって実用化に取り組んでいるICカードを使ったデジタル・マネーである。モンデックスのシステムを構成するのは、利用者個人が持つスマートカード（ICカード）と携帯用の電子財布やカードリーダー（キーホルダー型で残高が確認できる）、および各店舗の専用読み取り端末、モンデックス対応

の銀行ATM (Automated Teller Machine)などで、利用者はATMや自宅のICカード対応電話機を使って自分の口座から一定額をスマートカードに引き落とし、その額の範囲内でモンデックスに参加する店舗で買物をすることができる。カード間の送金も可能である。

1995年7月から、英国の小都市スウィンドン (人口17万)で、一般消費者4万人と約1000店舗が参加するフィールド実験がスタートし、参加店舗にはマクドナルド、モービル石油などの大企業も含まれている。スウィンドンは、人口構成や産業構造がイギリスの平均に近く、今後のデジタル・マネーの全国展開のための基礎資料を集めるモデルとして選ばれた。実験から1年がたった1996年現在、スウィンドンにある1000軒の商店やレストランのうち、カードを使えるのは800軒。普通の商店はもちろん、イギリス名物のパブや駐車場、バスの料金などもこのデジタル・マネー、「モンデックス」で支払うことができる。^{註14}

この実験に触発されて、イギリス、アメリカ、カナダ、香港、オーストラリアなどの銀行17社は1996年7月「モンデックス・インターナショナル」をロンドンに設立し、これにはアメリカの大手電話会社AT & Tも加わった。^{註15}そして冒頭に掲げた、1996年11月のマスターカード・インターナショナルによるモンデックスの買収があったのである。^{註16}

このように、実験都市という閉じられた空間内ではあるが、モンデックスと

^{註14}モンデックスはすでに、スウィンドン以外のイギリスの都市や、海外でも実用化に向けた取り組みを始めている。アメリカのサンフランシスコでは、1995年8月には地元銀行のウェルズ・ファーゴの従業員500人による実用実験が始まり、1996年10月にはイギリスのエセクター大学、ヨーク大学の学生向けにモンデックスカードを利用した多目的カードを発行する。さらにカナダの二大銀行、カナダ・ロイヤル銀行とカナダ・コマース銀行がトロントの10万人都市、グウェルフでスウィンドンと同じようなパイロット事業を始め、香港でも香港上海銀行が実用化実験を始める他、オーストラリア、ニュージーランドの銀行とも1997年度中の実用化を目指している (『第三の「お金」電子マネー』、『SCIA』(朝日新聞社)1996年11月1日号、47頁～48頁より)。

^{註15}この会社はナットウェストが保有するモンデックスの商標やシステムの特許を譲り受け統括し、出資者がそれぞれの営業地域での独占営業圏を確保するために設立されたものである (同上、48頁より)。

^{註16}日本では1996年10月から長野県駒ヶ根市の地元商店が参加する駒ヶ根スタンプ協同組合が、ICカードにプリペイド機能を持たせ、加盟店のICカード専用端末と組合のホストコンピュータをオンラインで結んでICカードによる支払を行うことを可能にした。専用端末をもつ加盟点は1996年11月現在で145店舗、カード会員は約1万3500人で、同市の1世帯につき1枚以上のカードが行き渡った計算となる (『長野県・駒ヶ根にみるプリペイド機能付ICカードの実施』、『金融財政事情』1997.1.13号特集「マネー電子化の現状と課題」、28頁～31頁より)。

いうデジタル・マネーはそこであたかも現金通貨のように流通し、商品を販売してデジタル・マネーを獲得した商品所有者も、その空間内では第三者にたいしてデジタル・マネーで購買をし・・・次々とデジタル・マネーたるモンデックスが流通するのである。もちろんモンデックス利用者は銀行に口座を持っていることが必要であり、その口座の預金通貨と引き替えに、すなわち担保にしてデジタル・マネーたるモンデックス・カードを受け取る。そして、現時点では、商品を販売することによってモンデックス・カードを得た販売者も、それをすぐさま換金、すなわち決済をしないで第三者に引き渡したとしても、まず最初のモンデックス・カードで販売するという行為そのものが、モンデックス・カードがいつでも現金通貨と交換可能である、債務保証が与えられているという前提のもとづいての行為である。それは当然モンデックス・カードを引き渡された第三者にも、そして、モンデックス・カードが流通する先、延々とと言えることなのである。

だが一方でこれは、前項で見た電子的な決済手段とは異なり、「匿名」の貨幣が最初の支払い者の手を離れて次々と流通することによって商品を動かし、さらには蓄蔵されていく可能性をも意味する。デジキャッシュやモンデックスは、現時点では「金鑄貨→兌換銀行券→不換銀行券→預金通貨」という信用の連鎖を前提としているが、それを「通貨」なり「貨幣」なりと認めた人々の間では「貨幣」として通用している。デジタル・マネーの流通に関しては、貨幣が「金鑄貨→兌換銀行券→不換銀行券→預金通貨」と歴史的に「発展」するなかで、それぞれが負っていた貨幣の流通手段としての機能を「金鑄貨に代わって、そして現代資本主義社会においては現金通貨に代わって「貨幣」の流通手段としての機能を果たしている」という前項の結論が繰り返されるのみである。だが、デジタル・マネーが流通手段としての機能を持ちうるとしても、「兌換銀行券→不換銀行券→預金通貨」と同様に「流通するから価値をもつ」ものでは全くなく、一般的等価たる金鑄貨に即時的に取って代わるものでもない。

もちろん現時点でデジタル・マネーが流通しているのは、そのデジタル・マネーの実験をしている都市空間という限られた「共同体」の範囲においてのこ

とであり、これが一般的に「貨幣」として流通するためにはどこかで現金通貨なり預金通貨によって決済、交換される必要がある。しかしながら、この「共同体」が占めるスペースが現金通貨によって商品交換が行われる市場を超えた場合はどうなるであろうか。モンデックスも1997年にはインターネット上での決済に進出する予定であり、マスターカード・インターナショナルによるモンデックス買収もその動きに拍車をかけるであろう。これがインターネット上の商品流通の拡大によって、モンデックスによるオープン・ループが現金通貨によるオープン・ループを凌駕することも十分考えられるわけである。そして、これは前項のデジキャッシュの例で見たように、1回1回の流通において、複製防止のためにデジタル・マネー自体の“名前”＝シリアル・ナンバーは確認されるが、その取引の“名前”＝誰がどの商品を購入したかに関しては、刻印されることなく流通しうるのである。

しかしながら現実に流通し、貨幣としての「機能」を備えているからといって即時的にデジタル・マネーが現代の、情報資本主義社会における一般的等価貨幣としての措定しうるわけではない。また逆に、現実に流通しているデジタル・マネーが「非実体的」なものであるから、「貨幣」あるいは「商品」の価値の「実体性」さえもが失われるものでもない。そこで、前者の論理を明らかにするために、後者の論理の「非実体性」を明らかにしていこう。

第2節、デジタル・マネーと「貨幣論」

2-1、「貨幣論」の「循環論法」

デジタル・マネーはまだ実験的な段階で、その流通する範囲も実験都市のようなクローズドな「オープン・ループ」、「共同体」内にとどまっている。そして現実の取引が行われる際の基軸通貨は現金通貨であり、預金通貨による信用保証、現金通貨への1対1での交換を前提として流通しているわけで、クローズドな「共同体」を超えて流通するためには、現実に預金通貨なり現金通貨なりと交換される必要性が生じてくる。その点では手形や小切手、クレジット・カード等の決済手段となんら変わることはない。

だが、一方でインターネットなどネットワークを利用した商品交換が主流となり、デジタル・マネーの流通する「共同体」が占めるスペースが、現金通貨によって商品交換が行われる市場を超える可能性も当然含まれている。ただしこれはあくまでも可能性であり「国家的な金融・経済のコントロールの機能を超え、国家レベルで行われている現行の通貨管理、信用供与の自明性、あるいは徴税権などを揺るがせる可能性」¹⁷⁾や「デジタル・キャッシュはバッチモードの紙幣と置き換わるだろう。全ての取引がリアルタイム化し、ネガティブに言えばアンダーワイアー（非公式）な経済がブームとなる。クリエイティブな範囲が広がり、現在ではそれらは目に見えないような暗号化されたネットワークに接続されて」いき「ネットワークの掟にはこうあります。“コンピュータを持っている人は印刷機だけでなく、eマネーとリンクすることにより造幣局を持つことにもなります。準貨幣が信用のあらゆる場所でおこりえます（そして同時に失敗も）」¹⁸⁾といった現象面、あるいは予測だけで、デジタル・マネーは現金通貨にとって代わると主張するのは早計である。また現実に流通するデジタル・マネーに関して、その機能面からのみアプローチしていくことも、

¹⁷⁾渡辺保史「デジタル・キャッシュから『超流通』経済へ」、『季刊インターコミュニケーション』第13号所収（NTT出版、1995年）、57頁より。

¹⁸⁾ケヴィン・ケリー「ネットワーク経済、文化」、『接続する社会』（Voyager社発行Expanded Book, CD-ROM版、1994年）より。

デジタル・マネーの本質、さらに「貨幣論」全体に関する考察を見誤らせることになる。デジタル・マネーの本質を理論的に抽象、分析し、そして現金通貨にとって代わる現実性に関して言及するためには「貨幣論」まで遡って、デジタル・マネーを理論的に捉え直す必要がある。

まず、拙稿「インターネットの進展とデジタル・マネーの流通による情報資本主義の新段階」でも紹介した、独自の「貨幣論」を前提にデジタル・マネーをその延長線上にとらえ、それを「貨幣の形式を純粹化」として捉える岩井克人氏の主張をさらに詳しく見てみよう。^{註19}

氏は、マルクスの「価値形態論」の中に「資本主義社会の危機＝全般的な過剰生産による恐慌、というマルクスの等式を無効にしてしまうより根源的な思考の可能性」がしめされているとして、「価値形態論」を「マルクスが完成させた思考の体系ではなく、マルクスを完成させない思考の方法」^{註20}として読み直した結果としての『貨幣論』、第一章「価値形態論」においてマルクスの価値形態論を「労働価値論を前提して商品世界の貨幣形態をみちびきだし、商品世界の貨幣形態をとおして労働価値論を実証するという循環論法である」^{註21}とする。そして貨幣形態においても、「ひとたび無限の『循環論法』としての貨

^{註19}岩井氏は『ヴェニスの商人の資本論』（筑摩書房、1985年）以来資本主義はそもそも複数の価値体系の間に差異があれば、その差異を媒介として利潤を生み出す形式的な原理でしかないとして、資本主義を、商人資本主義、産業資本主義、ポスト産業資本主義という三つの形態に分類してその基本原理を解きあかす。そして情報資本主義と言われるものも「一見新しい事態のように思われるけれど、資本主義の基本的な原理を誰の目にもわかるようなかたちで示しているにすぎない」（岩井克人「インターネット資本主義と貨幣」、『季刊インターコミュニケーション』第13号、NTT出版、1995年、59頁より）としている。

^{註20}岩井克人『貨幣論』（筑摩書房、1993年）、9頁。氏はつづけて「われわれは、商品の価値形態の発展を弁証法的に追跡していくマルクスの議論をもう一度こと細かく追跡し直すことによって、マルクスが価値形態論を完成させたと考えた光まばゆい貨幣形態の姿では、商品の価値形態はけっして完成していないことを知るようになるはずである。まさに価値形態の構造じたいが、みずからの完成を拒み、みずからに無限のくりかえしを強いることになるのである。そして、価値形態論のこの無限のくりかえしにおいて、われわれは黄金色の輝きを失い、商品の世界にあって商品よりもはるかにみすばらしい姿となった貨幣形態をみいだすことになるだろう。だが、そのみすばらしい姿にこそ本来の意味での『貨幣の謎』が隠されているはずである」（9～10頁）としており、マルクスの価値形態論を「循環論法」であると決めつけている。ここには「循環論法」に対する誤解だけでなく、たまたま歴史的な経緯によって金という、光まばゆい、ある特定の自然諸属性をもった商品が「貨幣」になったことを特別視し、後で見るようにその自然諸属性から「貨幣の系譜」を見、貨幣論、さらには価値形態論を「読み直す」というまさに物神性にとりつかれた議論のたて方が見て取れるのである。

^{註21}同上、42頁。

幣形態Zが成立してしまうと、貨幣という存在はまさにその『循環論法』を現実として『生き抜く』存在となる」^{註22}、「ほかのすべての商品が貨幣に直接的な交換可能性をあたえていることは、おたがいがおたがいの根拠となっているまさに宙づりの関係になっている。」^{註23}とする。すなわち貨幣は何ら実体的な価値によってささえられているのではなく、貨幣として使われているから貨幣であるという自己循環論法によって支えられているということになるのである。

そして、同第三章、「貨幣系譜論」においても、「貨幣が貨幣であるのは、それがモノとして充実した価値をもつ商品であるからでなく、たんにあの貨幣形態Zの無限の『循環論法』の中で貨幣の位置を占めているからである。実際、われわれが日々市場でつかっている貨幣は、燦然とかがやく金銀でもなければ、衣食住にあらゆるつかい道をもつ家畜でもない。それは、安っぽい金属のかけらや薄汚れた紙の切れはしや一瞬のうちに消えてしまう電磁気的なパルスといった、それ自体ではなんの商品性ももっていないモノでしかない。だが、それにもかかわらず、これらのものの数にもはまらないモノが鑄貨として紙幣としてエレクトロニック・マネーとして流通することによって、モノとしての価値をはるかに越える貨幣としての価値をもつことになるのである。」^{註24}と述べられており、デジタル・マネーの登場もこの論理の延長線上で捉えられ、「金が金貨になり、金貨が紙幣になるという貨幣の歴史のなかで、貨幣はこういうふうになんてだんだんとその実体性を失ってきている」のと同様に、エレクトロニック・バンキングなどにより、貨幣がもはや紙幣でもなくて、通信回線上での電子的情報のやりとりによって、「ともにその非実体性、あるいは形式性がだんだんと明らかになってきたわけです」^{註25}とする。そして、「この二つの流れが最終的に合体し、それがもっとも純粋な姿を現す場となったのが

^{註22}注20に同じ、55頁。

^{註23} 同上、57頁。

^{註24} 同上、105頁。

^{註25}岩井克人「インターネット資本主義と貨幣」、60頁。

インターネットにはかならないのです」²⁶と結論づける。

この岩井氏の主張を支えているのは、貨幣は本来実体性を持たないものであるから、実体的な価値を持たない、金鑄貨以外の紙幣やエレクトロニック・マネー、そしてデジタル・マネーも貨幣として流通しうる、ということに集約される。自明のことであるが、実際に、現実に流通手段として機能している現金通貨、預金通貨はそれらが流通させる諸商品と同等の価値を持つものではなく、デジタル・マネーも一見すると単なる1と0からなるデジタル・データの羅列であって、一見他の商品と同様な実体的な価値をもつようには見えない。それを貨幣が「非実体的」であるという前提のもとに論証し、「形式性がだんだんと明らかになる」とするのは、これまた循環論法であり、同時に現代の情報資本主義社会における「貨幣論」の理論的抽出を放棄していると言わざるを得ない。

こういった結論に至らざるをえないのは、歴史的に、その自然的な属性によってたまたま貨幣形態の位置に登場してきた商品＝金をもって貨幣の本質として見てしまう、まさにマルクスの価値形態論の最終節、第四節「商品の物神の性格とその秘密」で解明した商品の物神性、ここでは金を含めて歴史的に「貨幣」として流通している商品の、商品生産社会すなわち資本主義社会とは関係ない自然的な諸属性の歴史的編成をもって、資本主義社会を「読み直す」考え方にとりつかれているからに他ならない。

この物神性については本稿最後に触れるが、岩井氏の「貨幣論」は歴史そのままに、現実に流通しているものを前提に「貨幣論」を解釈しようという手法である。そしてマルクスの「貨幣論」自体に対しても、マルクスの理論的抽出を無視して、マルクスが貨幣形態において実体的な価値をもつ金を等価形態に置いたことに関して証明するものを前提としていると解釈し、資本論第一編全体に関して労働価値論と貨幣形態の循環論法であると結論づける。そこで、その前提となりなおかつ結論ともなる貨幣の「非実体性」について、マルクスの価値形態論における理論的な抽象と対比しながら、さらに明らかにしていこう。

²⁶岩井克人「インターネット資本主義と貨幣」、61頁。

2-2、「貨幣論」と貨幣の「非実体性」

岩井氏の貨幣の「非実体性」の根拠となるのが実はマルクス『資本論』第一編第二章「交換過程」における以下の叙述である。

「すでに見たように、貨幣形態は、他のすべての商品の関係の反射が、一つの商品に固着したものでしかない。だから、貨幣は商品であるということは、貨幣の完成姿態から出発してあとからこれを分析しようとするものにとっての一つの発見であるだけである。交換過程は、自分が貨幣に転化させる商品に、その価値を与えるのではなく、その独自の価値形態を与えるのである。この二つの規定の混同は、金銀の価値を想像的なものとする誤りに導いた。貨幣は、一定の諸機能においてはそれ自身の単なる章標によって代理されることができるので、貨幣は単なる章標であるという誤りが生じた。」(K I、105頁、『大月版全集』第23巻a、120頁)

ここで「章標である」^{註27} 貨幣は等価形態に置かれた「金」に代わって実際に流通している鑄貨や紙幣、そして現代では電子決済に使われる意味でのエレクトロニック・マネーも含まれるであろう。そして、それ自体価値をもたないこれらの「章標」が「価値」をもつように見えるという考えだけでなく、実際に流通しているこれらの「章標」は「価値」を持たないのだから、等価形態に置かれた「金」自体も「価値」をもたないのだという誤った考えを生み出したことを示している。これを岩井氏は「価値記号論」だとして捉え、『本物』とその『代わり』とを厳密に区別することによって光りかがやく金塊や砂金に『本物』の貨幣としての地位を確保しようとするマルクスの『価値記号論』のこのころみが、まさにその首尾一貫性ゆえに価値形態論の論理装置を作動させ、金の『代わり』でしかないはずの鑄貨や紙幣がそれ自体『本物』の貨幣として流通しているという結果をみちびいてしまう」とし「マルクスのすべての出発点であった労働価値論は、マルクスの意図に反してマルクス自身の手によって葬り

^{註27}岩井氏の『貨幣論』ではこの「章標 (Zeichen)」が、英語の"sign"、フランス語の"signe"に対応するとして「記号」と訳され、他の場所では「象徴」とも呼ばれている、とされており、マルクスの交換過程論を「価値記号論」と読み換えている。

さられてしまう運命にあるのである。」^{註28}と結論づける。

それは、マルクスの上記の叙述を「じっさいに流通している紙幣と商品とのあいだの現実的な交換を、じっさいには流通から脱落している金と商品とのあいだのイデア的な交換の現世における仮の姿として説明するのである」^{註29}として、『資本論』第一章、第三節「価値形態または交換価値」の最後、貨幣形態において一般的等価形態に置かれた「2オンスの金」を「イデア」と前提したうえで、金貨や補助貨幣たる安価な金属、兌換紙幣が流通していたときは、「マルクスが本物の貨幣として規定していた金それ自体は、程度の差はあれ、それらの流通とかかわっていた」が、金との交換を失った不換紙幣の段階になって「まったく無価値なモノならぬモノである紙幣が、純粹に超越的な価値のイデアとしての金の代わりをする——ここに、金の記号化がそのもっとも『完成された形態』（『批判』九五）をとることになる」^{註30}とすることで説明される。すなわち価値形態論によって解かれた「貨幣」は「イデア」であって、それがそれ自身「価値」を持たない、坩堝に入れば一瞬のうちに灰になる紙幣^{註31}に代えられることによって実体のない「イデア」と「イデア」が、「非実体」的なものと「非実体」的なものとが結びつくのである。

これは前項でみたように、デジタル・マネーにも応用され、まだ燃えて灰になることもできる紙幣に代わって通信回線上のでの電子的な情報、0と1の記号系列たるデジタル・マネーの登場は、「貨幣」の「イデア」「非実体性」を最高度に表したものとなり、氏によって前提された貨幣の「非実体性」は歴史的にも証明されたことになる。証明すべきものが「価値形態論」ならぬ「価値記号論」によって前提され、それが「交換過程論」によって証明されるのではな

^{註28} 岩井克人『貨幣論』（筑摩書房、1993年）、108頁。

^{註29} 同上、114頁。

^{註30} 同上、113頁。

^{註31} これは「紙幣」の経済的な規定とは全く関係ない物理的、化学的な特質である。兌換紙幣であっても坩堝に入れば灰となるわけだし、逆にそれ自体価値を持つ金や貨幣として流通している他の金属であっても、特別な化学溶液の中に溶かせば分解され、蒸発することだってあり得る。そしてまたこれはすべての商品、すなわち労働生産物にとっていえることであり、逆にまた「紙幣」のように簡単に灰になってしまう労働生産物もあり、さらに後述するようにわれわれの目には見えない0と1の記号系列であるデジタル・データにしても簡単に消失しうる労働生産物である。

く、歴史的過程によって証明されるという見事な「循環論法」となるのである。

これに対してマルクスの価値形態論と交換過程論の関係は、一方が他方を前提として価値実体論を証明するものでもなく、またお互いが歴史的に前後関係にあるものでもなく、さらにそれぞれの論理構成自体が歴史的発展経過を追っているものでもない。この第一編「商品と貨幣」、特に価値形態論と交換過程論の論理構成に関しては、松石勝彦『マルクス経済学』第1章『資本論』第1部「資本の生産過程」の論理構造において以下のように書かれている。

「両箇所とも貨幣の『生成』を（K I 六二頁）を明らかにしており、両者相まってこそ貨幣生成の全貌があますところなく明らかになる。両者の相違はアプローチの相違であり、分析視角の相違である。一方は商品価値の発展から貨幣の発生をとくのに反し、他方は商品に内在する価値と使用価値の矛盾の交換過程における発現から貨幣の発生をとく。一方は貨幣の発生を価値の化身としてとくのにたいして、他方は貨幣の発生を交換過程における交換の困難を解決するものとしてとく。」^{註32}

すなわち、価値形態論、交換過程論とも、貨幣の発生を論理的に分析している点では同じであるが、分析のアプローチの仕方が全く異なるのであり、貨幣の概念規定を与えるためにはお互いに補完的ではあっても、それぞれの論理展開はそれ自体として完結しているのである。特に貨幣の「実体性」に関しては、マルクスはすでにこの価値形態の一つである貨幣形態において、等価形態に置かれた貨幣＝「2オンスの金」に対して価値を与えてられていることで解決している。価値形態論の貨幣形態において、商品世界における商品すべての共同作用によって一般的等価におかれた商品「2オンスの金」が、貨幣となりうるのであるが、それはすべての左辺に並べられたどんな商品の価値とも等価で、イコールで結べられているからに他ならなく、左辺の商品のまさに実体的な価値に支えられているのであり、それ故に貨幣としてgeltenするのである。これは貨幣形態から論理的に遡及される簡単な価値形態における等価形態にある商

^{註32}松石勝彦『マルクス経済学』（青木書店、1990年）、7～8頁。

品においてからしてそうなのであり、この等価形態にある商品は左辺の相対的価値形態にある商品と同等の価値をもつ実体的な価値をもつ商品なのである。そしてその価値＝投下労働量は決して人間の目に見えるものではなく、燦然と光輝く金でもなく、それ自体で自分自身を表現することはできないのである。だからこそ、貨幣形態における貨幣＝「2オンスの金」の価値も、商品世界すべての商品の実体的な価値に支えられていると同時に、それ自身価値をもつ商品であるのだ。そして、価値をもつ商品であるからこそ一般的等価にある商品は貨幣たりえるのであり、価値をもたなければその商品は決して貨幣とはなり得ない。これが貨幣の理論上の α であり、資本主義社会においては歴史上の「貨幣」もそのようなものとして登場してきた。³³³

そして現在、あるいは近い将来、インターネットを中心としたネットワーク上での商品交換が中心に行われる情報資本主義社会³³⁴において、歴史的に登場してきたデジタル・マネーは、「貨幣論」的にどのように捉えられるのであろうか。そこで、まず現在も貨幣に代わって、価値の章標として「強制的な通用力をもって」流通している紙幣の、その流通の根拠について捉え尚して見る中で、デジタル・マネーの本質に迫っていこう。

³³³岩井克人『貨幣論』では貨幣の系譜が現在から過去へとさかのぼられ、金塊や砂金がこの世の最初の貨幣であったわけではないとして、「原始貨幣」として古今東西「貨幣」として流通したありとあらゆるものがあげられて「貨幣がこの世にはじめて登場したその瞬間に、それはモノとしての価値を上回る貨幣としての価値をもつことになったということである。そもそもの始原から、貨幣としての貨幣とはモノとしての存在以上の存在であり、モノとしての貨幣は貨幣としての存在以下の存在である」（『貨幣論』、132頁）としているが、資本主義経済の成立していない、等価交換も行われていない「そもそもの始原」の貨幣を、マルクスの眼前にあった商品生産社会、すなわち資本主義社会の分析たる『資本論』の「貨幣形態」と同じレベルで論じることは、何の意味もなさない。

³³⁴商品交換がネットワーク上、すなわちデジタル・ネットワークを通して行われる、と表現されたとしても、それは一部の商品化されたデジタル・データを除くすべての商品がデジタル・ネットワーク上を流通するわけではなく、インターネットを通して商品を注文したとしても、その商品がデジタル化しデジタル・ネットワークを通して購買者の手元に届くわけではなく、ここで問題としているのは、デジタル・ネットワーク上で、その商品の流通と逆方向に流通する貨幣、デジタル・マネーに対する形態規定を与えようと試みているのである。

2-3、デジタル・マネーと貨幣「国定説」

『資本論』、価値形態論の貨幣形態における貨幣＝「2オンスの金」の価値も、商品世界すべての商品の実体的な価値に支えられていると同時に、それ自身価値をもつ商品であるとしても、現実には、現代資本主義社会において流通する紙幣、そして電子決済に用いられるエレクトロニック・マネー。あるいはデジタル・マネーは、単なる0と1からなるデジタル・データの羅列であって、他の商品と同様な実体的な価値をもつようには見えない。そこで再び貨幣の「非実体性」が登場してくるのである。

岩井氏によると、紙幣が国家の金兌換の保証のもとで流通しえなくなったとき、すなわち兌換紙幣から不換紙幣として流通しはじめたとき、「金それ自体は（工業原料や装飾品、そしていまだに金が唯一の貨幣であると信じている保守主義者やマルクス主義者を安心させるためのオマジナイとして用いられる以外は）現実の商品世界との接点をすべて失ってしまうことになる」とする。だからこそ、これを貨幣形態と結びつけるために貨幣の「非実体性」を主張することが必要だったわけである。そして、これをマルクスの『経済学批判』における「だから紙幣の量はそれが流通のなかで代理する金貨幣の量によって規定され、紙幣は金貨幣を代理するかぎりだけ価値章標であるから、紙幣の価値は単純にその量によって規定されるのである」（Kr.98頁、マルクス『経済学批判』、『大月版全集』第13巻、99頁）、という叙述をもとに、「マルクスは、紙幣流通にかんする法則については、あの価値法則のような自然法則としてではなく、たんに国家がまもらなければならない実務上の規則として規定するほかはない」^{註35}とする。マルクスの叙述はどのようにみても紙幣が「実体的価値」をもつ金貨幣の代理として、価値章標として流通している事実を述べているとしか受け取れないのだが、「実体的価値」を前提としない岩井氏にあっては、ここで「国家」を持ち出すことによって金貨幣の代理をしている紙幣に対して、その額面が示す価値どおりの流通を保証させているのである。^{註36}

^{註35}岩井克人『貨幣論』（筑摩書房、1993年）116頁。

この貨幣「国定説」は「電子マネー、「貨幣＝情報」論の検討」における建部正義氏の叙述にも見て取れる。氏は「貨幣とは、ほんらい、他のあらゆる商品との直接的な一般的交換可能性の形態にある特有な商品（それさえ持っていれば、他のあらゆる商品との交換が、すなわち一般的交換が、いつでも可能な、すなわち直接に可能な、地位にある商品）以外のなにものでもない。」（傍点著者）^{註37} としたうえで、金貨幣そのものでもなく、それとの交換も保証されていない現在のマネー、不換紙幣を、「不換銀行券は兌換銀行券と異なり、いまや金支払約束はもとより金以外のいかなる意味での貨幣支払約束も負うものではないから、もはや兌換銀行券のように信用貨幣とみなすことはできず、たんなる不換紙幣であると称する以外にはない存在となっている。しかし、それにもかかわらず、今日、不換銀行券は法定通貨の資格において、兌換銀行券と等しく、貨幣の流通手段機能や支払手段機能はもとより、さらにすすんで蓄蔵貨幣機能をも果たしつづけている」^{註38} また、「文字どおりのペーパーマネーにすぎない不換銀行券が、なぜ、このように貨幣的性格を備えるのであろうか。その理由は、右にみた国家による法定通貨性の付与という点に見出される」^{註39} とし、不換紙幣の貨幣的性格、不換紙幣が貨幣たる根拠を、国家による強制力に求めるのである。

そして「不換銀行券の貨幣的本質についていえば、不換銀行券もまた、国家紙幣・・・（中略）・・・と同様に、法貨規定ないし強制通用力を流通根拠としているという意味において、価値章標すなわち金章標——もっとも不換銀行券は、近代的な信用（＝銀行）を前提とするから、国家紙幣と異なり、近代的な形態のそれであるが——と位置づけることができる。」^{註40} とし、その根拠に

^{註36} 岩井氏が指摘するように紙幣流通の法則は金本位制をとる国家が守らなければならない法則であるが、それは当然準備金である金貨幣の価値に規定され、そのことによって強制通用力を与えられるのであり、またそれを超えて紙幣を流通させるならば当然マルクスが続けて「価値章標の総額が増加するのと同じ割合で、それぞれ1枚の紙幣が代理する金の量は減ずるのであろう。価格の騰貴は、価値章標がその代理として流通すると称する金の量にこの価値章標をむりやり等置する流通過程の反作用にすぎないであろう」（Kr.99頁、マルクス『経済学批判』、『大月版全集』第13巻、100頁）と指摘しているように、紙幣流通を別の法則が支配するのである。

^{註37} 建部正義「電子マネー、「貨幣＝情報」論の検討」、『経済』1996年2月号所収、99頁。

^{註38} ^{註39} ^{註40} 同上、101頁。

岩井氏と同様にマルクスの『経済学批判』から「強制通用力をもつ国家紙幣は、価値章標の完成された形態である」(Kr.96頁、マルクス『経済学批判』、『大月版全集』第13巻、96頁)という叙述をあげる。

ここでマルクスが「強制通用力」をもつと言っているのは、あるいは国家紙幣に「強制通用力」が付与されるのは、不換銀行券が貨幣金に代わって、その名前によって量言を言い表す、すなわち仮称の金として、まさに価値章標として機能しうるからであり、こちらのほうが前提である。もちろん国家は不換銀行券に対してそれぞれポンド、ドル、マルク、円という名を法律によって定めるが、これが国家による「強制通用力」の付与ではなく、国家に付与された「強制通用力」である。^{註41}

国家による「強制通用力」の付与を前提とするならば、不換銀行券に限らず、貨幣形態にある金との直接交換可能性をもたない預金通貨、キャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード、そして今問題にしているデジタル・マネーの問題も容易に解決できる。それぞれの「マネー」に国家による「強制通用力」を付与するならば、それは法定通貨性を付与され、価値章標すなわち金章標と位置づけられ、「兌換銀行券と等しく、貨幣の流通手段機能や支払手段機能はもとより、さらにすすんで蓄蔵貨幣機能」を果たすことができるのである。だが、ことはこれほど単純ではない。^{註42}

しかしながら、これは一方で、今日のデジタル・マネーが管理通貨制度のも

^{註41}マルクスはその直前において「相対的に無価値なある一定のもの、革片、紙幣等々は、はじめは慣習によって貨幣材料の章標となるのであるが、しかしそれがそういう章標として自分を維持できるのは、象徴としてのその定在が商品所有者たちの一般意志によって保証されているからにほかならず、すなわちそれが法律慣習的な定在を、したがって強制通用力を受け取るからにほかならない」(Kr.96頁、マルクス『経済学批判』、『大月版全集』第13巻、96頁)として、「強制通用力」の何たるかをきわめて明解に述べている。

^{註42}建部氏は預金通貨に関しても「金本位制度の下の預金は、金鑄貨または兌換銀行券支払約束という意味において、信用貨幣と呼ばれたが、それと同時にわが国の現金貨幣(日本銀行券および硬貨)支払約束という意味において、信用貨幣の今日的な形態と呼ぶこともできる。要するに、預金の貨幣性は、現在、日本銀行券および硬貨の法貨規定性によって最終的に支えられているわけである」(建部正義「電子マネー、『貨幣=情報』論の検討」103~104頁)として、信用制度を前提としたうえで預金貨幣自体の根拠を国家権力に求めることはしないが、今日の現金貨幣=不換銀行券の法的規定性を根拠にその「貨幣」規定をする。

とでの不換銀行券、預金通貨、そしてキャッシュカード、クレジットカード、プリペイドカード同様に、単純商品生産の理論範疇では解明不可能であり、「信用制度」を前提としてのみはじめて考察されうるのだということも意味しない。資本論第一編で理論的に想定された単純商品生産社会は、マルクスの眼前にあった資本主義社会の理論的抽象であり、われわれは同様に現在眼前にある情報資本主義社会における理論的抽象から、現金通貨に代わりうるデジタル・マネーの貨幣規定を与える必要がある。それは、「金鑄貨→兌換銀行券→不換銀行券→預金通貨」という信用の連鎖を前提とする必要はなく、価値論の次元で、「貨幣形態」の論理構成によってデジタル・マネーに付与される「強制通用力」を解くことで十分であろう。^{註43}

デジタル・マネーを含めたマネー＝貨幣はやはり現代資本主義における商品すべての一般的等価になりうるものであろうか。商品全体の実体的な価値に支えられていることが理論的なものとなるのであろうか。これは「アイデア」を前提して「アイデア」を導き出す手法ではなく、貨幣形態Zに置かれた一般的等価たる貨幣＝金鑄貨との関連、「金鑄貨→兌換銀行券→不換銀行券→預金通貨…→デジタル・マネー」という発展過程を商業信用を前提として解くことでもなく、また単なる「価値章標」として捉えられるものでもない。それは、貨幣の「実体性」を支える論理構造から明らかにすることができる。

^{註43}ここで、『資本論』第一部第一編、商品論と第三部第五編、利子生み資本論の論理的関係、および単純商品流通と商業信用に関連について触れる余裕はないが、本稿の分析の対象としている「デジタル・マネー」の形態、すなわち決済の電子的方法ではなく、現金通貨に代わりうる「通貨」としてのデジタル・マネーを考えるならば、信用制度の前提は不要であろう。

第3節 「貨幣論」と貨幣の実体性

3-1、デジタル・マネーの「実体性」

デジタル・マネーあるいは電子マネーは、第1節でみたようにクレジットカードの延長である単なる電子決済システムから、都市空間という限られた「共同体」の範囲においてのことであるが、そこで、それ自体「通貨」として流通しているものまで多種多様である。前者に関して言うならば、これは私的な銀行資本が信用制度を前提に行っていることであり、一般的等価におかれたる貨幣「金」の前提はもちろん、価値章標たる現金通貨や預金通貨の存在を前提とするだけでなく、「利子生み資本」を組み込んだ「商業信用」を前提にして説明することが不可欠であるし、この信用の連鎖によって説明しうる。この点で、現金通貨の規定をおいたうえで、建部氏が「電子マネーの貨幣論上の位置づけ」として、「電子マネーの貨幣的性格は、現金、預金などの既存の貨幣にたいする返還請求権という点に求められ、現金、預金などの存在を排除するどころか、むしろ、それらの存在を前提とするものであり、その意味では『既存の通貨を裏付けとする二次的通貨』にすぎない」²⁴⁴ とする結論は全く正しい。

だが一方で、この「共同体」が占めるスペースが現金通貨によって商品交換が行われる市場を超えた場合、デジタル・マネーが現金取引以上の市場となった場合、国家の認めた通貨が「強制通用力」を持つのではなく、市場によって「強制通用力」を持ちうようになった通貨、デジタル・マネーが国家によって法定通貨になりうる可能性がある。伊藤穰一、中村隆夫『デジタル・キャッシュ』によれば、「デジタル・キャッシュは、現金通貨や預金通貨という現行の通貨と同様に扱われ、かつ同等の価値をもつ、新しい通貨となりうるものなのか。」²⁴⁵ と問いかけ、「デジタル・キャッシュが独自の通貨となりうるかどうかは、こうした人々からの信認や一般受容性という特性を勝ち取ることができるかどうかにかかっている。では、この信認はどうすれば勝ち取ることができ

²⁴⁴建部正義「電子マネー、『貨幣=情報』論の検討」、109頁。

²⁴⁵伊藤穰一、中村隆夫『デジタル・キャッシュ』（ダイヤモンド社、1996年）、169頁。

るのか、やはり、少なくとも当初は、何らかのリアルな価値と交換できるということを保証することが基本となる。この保証が確実に履行されていると人々を信じさせることができれば、そのデジタル・キャッシュは『価値がある』という信認を得ることができるようになるだろう^{註46} という点では、現存の通貨の価値に依存していることになる。

そして、「以上のような問題を解決し、信念や一般受容性が得られれば、デジタル・キャッシュが独自の通貨として利用されるようになっていくことは十分考えられる」、「サイバー・ワールドでデジタル・キャッシュが利用され、サイバー・ワールド内で完結するビジネスが活発化すれば、そのデジタル・キャッシュ自体が一般の信認を勝ち取り、既存の通貨とは関係のない独自の単位を持つことになる可能性も当然出てくる。日本で円が使われ、アメリカでドルが使われるように、サイバー・ワールドの中で独自の単位の通貨が流通することになるわけである。」^{註47} としている。

前段の歴史的過程を見れば、これは理論も歴史そのままに、現存する通貨の信用保証のうえにデジタル・マネーの流通が成り立ちうることを展開せざるを得ないが、後段のようにデジタル・マネーが現存する通貨にとり代わるか、デジタル・マネーのみで完結する市場が現存した場合は、歴史そのままで理論化することは困難であろう。ただし、これは現在生起している事態ではなく、将来の「夢物語」の可能性もあるわけであるので、こういった叙述をもとに理論を構成するのは馬鹿げている。むしろ、ここまでで明らかにされた眼前にある「デジタル・マネー」の本質を、これまたここまで明らかにされた「貨幣論」によって捉え直すことによって、上記の可能性も白日の下にさらされることとなる。

まず、マルクスの価値形態論の貨幣形態において、商品世界における商品すべての共同作用によって一般的等価におかれた商品「2オンスの金」が、貨幣となりえたのであるが、それはすべての左辺に並べられたどんな商品の価値と

^{註46} 同上、170～171頁。

^{註47} 同上、173頁。

も等価で、イコールで結べられているからに他ならなかった。この等価形態にある商品は左辺の相対的価値形態にある商品と同等の価値をもつ実体的な価値をもつ商品なのである。だからこそ、貨幣形態における貨幣＝「2オンスの金」の価値も、商品世界すべての商品の実体的な価値に支えられていると同時に、それ自身価値をもつ商品であった。同時に、現在、眼前にあるデジタル・マネーは、それ自体、価値をもつ商品であると論理的に抽象しうる。

これは、デジタル・マネーが物理的な外観を持つにしろ、持たないにしろ、そこに電気信号の形で蓄えられた情報量＝価値なのではない。これはコンピュータのソフトウェアなど他の「情報商品」がそうであるように、情報＝価値なのではなく、それが生み出された労働過程がまさしく市場経済を前提とした資本主義的な労働過程、価値形成過程であるからに他ならなく、その点でこれらの「情報商品」は価値を持ちうる。その意味で、商品の情報量＝価値なのではなく、また商品の情報量とデジタル・マネーの情報量が等価で結ばれるわけでもない。デジタル・マネーそれ自体の「実体性」、「実体的」価値は、他の「情報商品」同様、その価値に結実しうる、人間の労働過程と等価たらしめられる人間の情報生産過程を前提として措定しうる。

デジタル・マネーを含むネットワーク上を流通するデジタル・データは、コンピュータ・ソフトウェアやデータと同様に、まさに1と0の組み合わせからなる電子パルス信号、電気信号の結線網であり、それ自体目に見えるモノではない。1と0との電気信号、あるいはエン트로ピー形式に代表されるような情報概念で表された情報量それ自体は、「モノ」の重量が経済的な価値でないのと同様に、価値量と等価で結ばれるものではあり得ない。しかしながらこれはデジタル・データが価値を持たないことを意味するわけではない。ネットワーク上で情報を受け取る場合の情報量はメッセージの内容そのものではなく、それを受け取る以前の不確実性の度合いに応じて決定される。それ故に人間社会において情報は、物質の自然的属性であるだけでなく、客観的世界の一定の側面を人間の知識を前提に、しかも人間が情報を情報そのものでなく、それを他との関連において解釈したものとして定義づけられる。その点で人間のあらゆる

るコミュニケーション活動というものは一定の有用性を持ち、使用価値を持ちうるものである。^{註48}

そしてそれが情報資本主義社会においては、コンピュータのソフトウェアなどのデジタル・データと同様、ネットワーク上を流通するデジタル・データも受信者にとって有用性を持ちうる限りにおいて「商品」として流通し、他のあらゆる商品と等価で交換しうるものとなるのである。これは人間の労働過程のうちで情報を生産する労働、さらに進んでコミュニケーション過程までもが対象化し、価値を形成する過程として労働過程と機能的な等価を帯びることである。^{註49}

このことはひるがえってデジタル・マネーにしても当然当てはまることである。デジタル・マネーは、情報資本主義社会においては他のデジタル・データと同様「商品」として生産されたものであり、デジタル・データを含む他の商品、価値をもつ労働生産物によって、同じ労働生産物であるという限りにおいてイコールでむすばれ、相対的価値形態にも、そして等価形態にも置かれうる「商品」なのである。そして、価値形態の発展、展開とともにデジタル・マネーも貨幣金と同様に、人間の情報生産物という結晶ではなく、商品流通の価値表現の結晶としてgeltenするのである。そして他のデジタル・データを含む商品と異なるのは、デジタル・マネーの1と0の組み合わせからなる電子パルス信号であるという使用価値、自然的属性であり、そのデジタル・データ自体の物理的なデータ量が、他の商品の価値を表現する材料、すなわち一般的等価となり得るのである。

^{註48}拙稿、「情報の商品化と人間労働」、『一橋論叢』、第106巻第6号、(日本評論社、1990年)、71頁参照。ただし、情報量はその情報の有用性、すなわち使用価値を量的に表現したものであり、それ故情報量=価値量ではないし、情報=価値ではない。

^{註49}この点は拙稿、「情報の商品化と人間労働」において、「人間のコミュニケーションの情報伝達活動に言語記号体系がかかわっており、自然言語が形式言語に転換され、これがコンピュータの電気信号に直結されることによって、直接的な労働手段を制御すると同時に、労働手段間のネットワークをも可能にする。…(中略)…ここに労働手段の死んだ労働に生きた労働が移行するだけでなく、人間の生きたコミュニケーション活動までもが移行し、制御系労働手段は人間の言語能力を物質化したものとして現れるのである。それ故、コンピュータ・ソフトウェアを製作する労働が言語活動であるだけでなく、人間の言語能力がその物質化を媒介として(自己組織化を通して)商品を生産するのであり、この点において、言語活動が労働活動と機能的な等価を帯びるのである。」(同上、72頁)と記したが、これがインターネットを中心としてデジタル・データが流通する段階に至ってさらに徹底化しているのである。同時にまたわれわれは、この人間のコミュニケーション活動が労働活動同様に資本の生産過程のなかに深く組み入れられていくことも見逃してはならない。

3-2、一般的等価としてのデジタル・マネー

情報資本主義社会においてなぜデジタル・マネーが一般的等価となるかについては、これまた『資本論』の価値形態論における貨幣金と同様、その自然的属性、物理的、化学的特質から導き出されるものである。資本主義社会において、歴史的に金が貨幣形態における一般的等価としての役割を他の商品に代わって独占的に演じられてきたのは、その自然的属性、すなわち均質・均等な各部分に任意に分割したり合成したりすることができ、質的に同等で量的にのみ異なる価値量を表現しうるのに最適の商品だったからである。そして、その少量の使用価値が多量の価値を含んでいるために移転・保管等に適し、その化学的性質から耐久性に富み、使用価値の減耗による価値量の損失の危険から免れたことも同時にあげられる。それ故、他の商品と同様、実体的な価値を持ち、なおかつこれらの物理的・化学的な属性を備えた金が、「社会的慣習」によって一般的等価に最終的に癒着していったのである。

そして、商品の流通と逆の方向へ「貨幣」の流通がデジタル・ネットワーク上で行われる情報資本主義社会において、1と0の組み合わせからなる電子パルス信号、デジタル・マネーほどその使用価値が一般的等価としての役割を果たすのに適した商品はない。電気信号であるが故に均質・均等な各部分に任意に分割したり合成したりすることができ、質的に同等で量的にのみ異なる価値量を表現しうるのである。またそこでマイクロチップに収められたごくごく微量のデータ＝使用価値が多量の価値を含むことが可能であり、移転・保管等に適し、耐久性に関しては保存される容器（＝ハードウェア）自体が磨耗、破損しようが、データ（＝ソフトウェア）自体がバックアップ、保存されておれば修復は可能である、使用価値の減耗による価値量の損失の危険から免れることができる。^{註50} さらにネットワーク上での商品交換^{註51}、支払が中心となる情報資本主義社会において、光ファイバー・ケーブルを中心としたネットワーク上を即時に、劣化することなく移動が可能のままにデジタル・データたるデジタル・マネーほど、そこで、人間の情報生産労働の産物である実体的価値をもったデジタル・マネーが、情報資本主義社会において、デジタル・ネットワーク上の

流通の「社会的慣習」によって一般的等価に癒着せしめられるのである。

もちろんこれは1と0の電子信号であるあらゆるデジタル・データが一般的等価となることを意味するわけではない。他のデジタル・データと異なり容易に複製が可能ではなく、ネットワーク上の流通において利用者ではなくデジタル・マネー自体の認証が可能であるなどの属性が、上記の自然的属性に加えられなければならない。第1節において述べたことでもあるが、デジタル・マネーがデジタル・ネットワーク上で「安全に」流通しうするためには、デジタル・マネーにそのもの自身の“名前”＝シリアル・ナンバーが刻印され、1回1回の流通において、その取引の“名前”＝誰がどの商品を購入したかに関してではなく、複製防止のためにデジタル・マネー自体の“名前”＝シリアル・ナンバーは確認される必要がある。このように、デジタル・マネー自体に唯一無二であることを示すための“名前”がついていることは、そのために技術的な操作が必要なことを加え、デジタル・マネー自体の生産には貨幣金と同様、特段の人間労働の投下が必要なことを意味している。

現在デジタル・マネーの普及の鍵となると言われているのがデジタル・マネーのデータ自体の暗号化技術であるが、技術的には貨幣金はもちろん紙幣以上に複製が容易であるデジタル・データを、それを本物であるかどうかを認証する作業は、デジタル・マネーの流通にとって欠かせないものであろう。暗号化の技術としては、公開鍵方式、デジタル署名方式、デジタル暗号標準方式¹⁵⁰など

¹⁵⁰ デジタル・マネーはデジタル・データであるが故に消失してしまう可能性があるといった議論に対しては、当然貨幣金であっても特別な化学的操作を加えれば消失しうる、と答えられる。またデジタル・データであるが故に容易にコピーしうるという議論に対しては、第1節で幾度述べたように、デジタル・マネー自体にシリアル・ナンバー＝刻銘することによってデジタル・ネットワークを流通しうる限りにおいて複製品の流通は回避しうるし、逆に貨幣金であっても実際の流通において「偽物」が流通しうる可能性はありうる、と答えられる。その場合、貨幣金にしるデジタル・マネーにしる「偽物」は本来価値のないものが流通しているのである。その点で貨幣金にしてもデジタル・マネーにしても「生まれながら」に貨幣としての性質を備えているわけではなく、一般的等価として「完璧な」自然的属性＝使用価値を備えた商品ではない。重要なのは、他の商品同様実体的価値をもった商品が、その自然的属性＝使用価値によって一般的等価に癒着するという点であり、これは歴史的に様々な商品が一般的等価に癒着し、geltenしうらうということを意味するのである。

¹⁵¹ もちろんこれは一部のデジタル・データを除いて、実際の、生身の商品がデジタル・ネットワーク上で転送されるということの意味するわけではない。

¹⁵² ここではその暗号化の技術は問題ではないが、これらの技術に関しては、セス・ゴーディン、白田佳子訳『金融革命』（トッパン、1996年）、第4章「暗号化技術」や、ダニエル・C・リンチ＝レズリー・ルンドキスト、小川唯史訳『デジタル・マネー』（新紀元社、1996年）、第3章「暗号：秘密文書」に詳しく紹介されている。

があるが、電子決済と異なるオープン・ループにおけるデジタル・マネーの流通において重要なのは、デジタル・マネーの発行主体がネットワーク上のデジタル・マネーの流通において、それが本物か否かを商品所有者や購買者に対して確認することではなく、デジタル・マネー自体に対して認証作業を行うことである。現在の暗号化技術においてはデジタル・マネーの発行者および受信者に対する認証が中心で不可欠なものになっているが、電子決済の場合はこれは債権債務の決済のため当然必要な作業であろう。一方、オープン・ループにおいてデジタル・マネー自体に対しての認証作業と同時に、デジタル・マネーの発行者および受信者、すなわち商品所有者や購買者に対する認証が行われるとしても、それは債権債務の決済のために行われるのではなく、複製の防止と、複製が行われた場合にそれを誰が行ったかを発見するためである。すなわち不正に複製されたデジタル・マネーを誰かが受け取った場合、誰に責任があるのか、誰がリスクを負担するのかという、きわめて経済的な事情によるものである。

3-3、貨幣の実体性の現代的意義

以上見てきたように、デジタル・マネーは、その自然諸属性、物理的・化学的性質が1と0の組み合わせからなる電子パルス信号が故に「非実体的」なものでは決してなく、またそれ故にデジタル・マネーの流通がマルクスの価値形態論の「非実体性」を歴史的に「証明」するものでもなく、逆にそうであるからこそ、人間のコミュニケーション過程を含む労働活動の対象化として捉えられ、情報資本主義社会において商品化された他のあらゆるデジタル・データと同様、そして他のあらゆる商品と同様に「実体的価値」を持った労働生産物である。²⁵³そしてこれは、他のあらゆるデジタル・データと同様、そして他のあらゆる商品と同様、価値方程式において左辺にも右辺にも、すなわち相対的価値形態にも等価形態にも置かれうる商品であり、前項で詳しく見てきたように、その自然諸属性、物理的・化学的性質によって一般的等価として妥当するのである。

すなわち、マルクスの価値形態論は、「交換方程式における交換の矛盾をまったく度外視し、むしろそのような矛盾が存在せず、交換はスムーズにいくと仮定しておいて、分析をもっぱら諸商品の交換にみられる価値表現、価値の現象形態に集中して、この角度から価値表現の結晶として貨幣がいかん生成するかを分析する」²⁵⁴ものであるが、インターネットを中心とした情報資本主義社会においては、価値形態論においてそもそも貨幣形態における商品が金を生み出した肉体労働と同等の意味で「実体的価値」として前提しうるのでなく、デジタル・マネーに結実しうる人間の情報を生産する労働過程を前提として、デジタル・マネーは、インターネット上の商品流通の価値表現の結晶として措

²⁵³前掲拙稿「インターネットの進展とデジタル・マネーの流通による情報資本主義の新段階」において「その姿を変えてきたとしても、それらのマネー＝貨幣はやはり現代資本主義における商品すべての一般的等価になりうるものであり、それ自身は現在ではもはや、それによって流通させられる諸商品と同等の実体的価値をもつ商品ではないが、商品全体の実体的な価値に支えられていることが理論的なのであり、だからこそ現実にも流通しうるのである。」(62頁)と記したが、ここでの分析によって、デジタル・マネーが情報資本主義社会においては、他の商品、そしてこれまた商品であるデジタル・データと同様に実体的価値をもち、それ故に商品でありなおかつ一般的等価となりうる事が解明され、この記述はそのことによって修正をとまうことになる。

²⁵⁴松石勝彦『マルクス経済学』(青木書店、1990年)、8頁。

定しうるのである。そして、そのことによってこそデジタル・マネーはインターネット社会において流通しうるわけであり、国家に対して強制通用力を与え、既存の「国家紙幣」にとって代わる可能性もあるのである。そしてそれは単なる「価値章標」を超えて、ネットワーク上での商品交換を中心とした情報資本主義社会において一般的等価として妥当し得るデジタル・マネーとしてその役割を果たし得るのである。

よって、デジタル・マネーは、あらゆるデジタル・データと同様、そして他のあらゆる商品と同様に商品交換の過程に入り込み、その商品の流過程においてインターネットを中心としたデジタル・ネットワーク上の商品交換の過程のなかで、ネットワーク上の商品所有者の相互的現実的な過程のなかで実際に「貨幣」として流通するのである。そして、われわれはまさにこの歴史的な過程の真っ直中にいるのであり、それは商品をその素材的内容とする、そして商品交換というきわめて特殊歴史的な方法によってによって人間の社会的関係を現出させる資本主義社会が、情報化、デジタル化、デジタル・ネットワーク化という過程を経て、情報資本主義社会としてわれわれの眼前に現出しているということなのである。

このように、「商品全体の実体的な価値に支えられて」、そしてそのことによってデジタル・ネットワーク上で流通するデジタル・マネーは決して「非実体的」なものではなく、国家が強制的に流通させるものでもなく、ましてや商品所有者による「共同幻想」として生み出されたものでもない。情報資本主義社会において、デジタル・データとしての自然的属性をもち、なおかつ人間の情報生産労働の産物である商品たるデジタル・マネーは、インターネットを中心としたネットワーク上の商品流通の中で、それらの商品と同等の価値をもち、それらの商品の一般的等価として妥当するのである。これが情報資本主義段階における「貨幣論」の α であり ω である。

そこで、むしろ「実体的」なものが「非実体的」なものとして見える「とりちがえ」「まちがった外観」、現代の情報資本主義社会における物神性の構造そのものが明らかにされる必要がある。物神性にかんする議論については本稿の

課題ではないが、その現代的な現れ方は、上記の貨幣さえもがデジタル化、情報化される情報資本主義社会の分析には避けて通れぬものであるので、最後に簡単に触れておこう。

補論 デジタル・マネーと商品の物神性

『資本論』、価値形態論の貨幣形態において一般的等価として妥当した貨幣金は、歴史的にもその自然的属性ゆえに「社会的慣習」によって一般的等価に最終的に癒着していった。そして情報資本主義社会においてはデジタル・マネーも同様にその1と0の組み合わせからなる電子パルス信号という自然的属性ゆえに一般的等価として妥当しうるのである。このことはまた、貨幣金と同様に、デジタル・マネーを媒介とするインターネットを中心としたネットワーク上の流通が、デジタル・マネーのこの自然的属性故に行われるという「とりちがえ」「まちがった外観」を生じうる。これは、商品の物神性から生ずる逆転現象の情報資本主義社会における現象形態であり、貨幣形態に癒着する商品がデジタルな自然的属性をもつことによってその物神性の構造がより一層明確になる。

マルクスは『資本論』第一章「商品」の最後、第三節「価値形態または交換価値」（この最後に貨幣形態が解かれているわけであるが）、に続けて第四節「商品の物神的性格とその秘密」においてこのことに触れている。

「だから、商品形態の秘密はただ単に次のことにあるわけである。すなわち、商品形態は人間にたいして人間自身の労働の社会的性格を労働生産物そのものの対象的性格として反映させ、これらの物の社会的自然属性として反映させ、したがってまた、総労働にたいする生産者たちの社会的関係をも諸対象の彼らの外部に存在する社会的関係として反映させるということにある。このような置き替え[Quidproquo]によって、労働生産物は商品になり、感覚的であると同時に超感覚的である物、または社会的な物になるのである」(K I、86頁、『大月版全集』第23巻a、97～98頁)。商品の物神的性格、物神性論に関する議論^{註56}およびその構造^{註56}について、ここで詳しく触れる余裕はないが、これは労働生産物が商品になる商品生産社会、すなわち資本主義社会という極めて歴

^{註56}西野勉「物神性に関する諸学説」『資本論体系2 商品・貨幣』（有斐閣、1984年）参照。

^{註56}これに関しては松石勝彦『資本論の解明』（青木書店、1993年）第7章「商品の物神的性格とその秘密」、および福田泰雄『現代市場経済とインフレーション』（同文館、1992年）第3章「商品の歴史的規定性について」において詳しい説明がなされている。

史的な社会⁴⁸⁷において、商品が労働生産物として生まれながらにしてもつ自然的属性、すなわち非歴史的なものによって、他の商品と交換を取り結ぶように見えることを指し示している。この物神的性格は等価形態にある商品にも相対的価値形態にある商品にもあるものであるが、非歴史的な自然的属性ゆえに「社会的慣習」によって一般的等価に最終的に癒着してた商品＝貨幣に対して、より一層、明確に表れるのである。これは貨幣金であろうがデジタル・マネーであろうが同様のことであり、デジタル・マネーの物理的素材である1と0の組み合わせからなる電子パルス信号、デジタル・データは商品生産社会以前に存在していたわけではないが、これは生まれながらにして商品としての歴史的規定を与えられているものでもなく、生まれながらにしてデジタル・マネーになりうるものでもない。しかしながら、情報資本主義社会において、デジタル・データは人間の労働過程と等価たらしめられる人間の情報生産過程を前提として商品として交換されるだけではなく、一般的等価に癒着することによって、その自然的属性によって他のすべての商品と直接的に交換可能な商品として表れる。すなわち、金がきらきらと光輝くが故にすべての商品と直接的に交換可能であるかのように見えるように、デジタル・マネーも、1と0の組み合わせからなる電子パルス信号であり、マイクロチップに収められたごくごく微量のデータであり、そして光ファイバー・ケーブルを中心としたネットワーク上を即時に、劣化することなく移動が可能であるからこそ、ネットワーク上で他の

⁴⁸⁷福田泰雄氏は、商品の物神性の解明から商品生産社会の歴史的規定性を以下のように解明されている。すなわち、「要するに、価値実体論、価値形態論においては、価値、価値量、価値関係3者の『価値の諸規定』と価値実体との内的関連が明らかにされたのである。これに対し、物神性論においては、それまで所与として前提されてきた商品形態、具体的にいえば、『価値の諸規定』が歴史的観点からとらえ返される。商品形態、『価値の諸規定』の特殊歴史性が解明される。呪物性の秘密の解明がまさに『価値の諸規定』の特殊歴史的性格を照出するのである」(『現代市場経済とインフレーション』、89～90頁)として、物神性の課題を「価値実体論、価値形態論においては、価値(価値量)から価値実体へ、そして価値実体から価値関係・価値形態へという形で『価値の諸規定』と価値実体との関連づけがなされたが、物神性論においては、さらに『価値の諸規定』、および価値実体と『内容』との関連づけがなされる。かくして、『価値の諸規定』、価値実体、『内容』これら3者の論理一環した有機的関連の構造が明らかとなる。生産が独立した私的生産者によって担われる社会においては、『内容』は『価値の諸規定』としてのみ実現されるのであるが、マルクスは、物神性論において、そうした労働生産物の商品への転化の必然性を示し、もって商品形態の特殊歴史的存在性を明らかにしたのである。」(91頁)とし、物神性の位置づけをきわめて明確に述べている。

商品と交換可能であるかのように見える。いや、それだけではなく、本稿第2節で見てきたように、デジタル・マネーの1と0の組み合わせからなる電子パルス信号であるという自然的属性から、これを「非実体的」なものとし、ここから貨幣の「非実体性」さらには価値実体論の「非実体性」を「証明」するような議論も登場するわけであるし、このデジタル・マネーの物神的性格を見れば、そのような議論が登場しうる背景、論理構造自体も解きあかされる。これはまた、われわれが詳しく見てきたように、デジタル・マネーを含むデジタル・データはわれわれの目には見えない、極々微少な電気信号の結線網であるにしても、それは決して「非実体的」なものではなく、コミュニケーション過程を含む人間の活動の所産、生産物であり、商品生産社会すなわち資本主義社会においては実体的価値をもった商品に他ならないことを示している。そして逆にこのデジタル・データがデジタル・マネーとなる、一般的等価として妥当し、このデジタル・マネーを含むデジタル・マネーの実体性が解きあかされることによって、われわれは情報資本主義社会において商品が受け取る新たな「物神性」も目に見えるものとなるのである。

すなわち商品の物神的性格、物神性とは、単純に言えばその商品の交換がその商品の非歴史的な自然的属性ゆえに行われるように見える、そしてそのことによって労働における人間と人間との関係、特に商品生産社会における社会的労働の特殊な関係が、非歴史的なモノとモノとの関係として完全に覆い隠されてしまうということである。⁸⁸⁸ そしてそれが今やモノがデジタルな形態を取るに至り、そしてデジタル・マネーも自然的属性で見られたように1と0の組み合わせからなる電子パルス信号であるという性質に加えて、光ファイバー・ケー

⁸⁸⁸この商品の物神的性格、物神性とはいったいどういう現象かについては、松石勝彦『資本論の解明』に「商品は商品生産に固有の歴史的範疇なのに、永遠の自然必然性と見え、したがって商品の価値も、交換価値も、商品が展開する交換関係、社会的関係もまた永遠の自然必然性と見える。このことは商品形態から必然的に生じる現象であり、客観的事実である。商品形態によって、その背後にある労働における人間の特殊な社会的関係、社会的労働の特殊なあり方、すなわち商品を生産する労働の独特な社会的性格が、完全に神かくしにあり、商品の社会的関係がその物理的・化学的な自然諸属性から生じるように現れるというミステリーが生じるのであり、この自然諸属性は披瀝私的で永遠のものである」というミステリーが生じるのである。」(232頁)と、明解に解説されている。

ブルを中心としたネットワーク上を即時に、劣化することなく移動が可能であるという物理的・化学的な自然的属性によって、労働における人間と人間との特殊社会的な関係が、デジタル・ネットワーク上の関係として現象するという現代的かつ非歴史的な「とりちがえ」「まちがった外観」、情報資本主義社会のきわめて特殊・歴史的な物神的性格をネットワーク上の商品に与えるのである。

もちろん現実の資本主義社会において交換されるのはデジタル・データばかりではなく、一般の商品もデジタル・ネットワーク上を通過して商品生産者から購買者の手に渡るというわけではない。本稿の冒頭から取り上げ続けているデジタル・マネーの流通とは、商品の流通と逆の方向に流れる貨幣の流通がデジタル・ネットワーク上で行われるということを示しているにすぎない。そして商品の物神性も、貨幣にのみ付着するのではなく、商品全体に付着するのである。^{註69} それ故にモノとして自然的属性から生じる商品の物神性は決して消え去ることはないが、デジタル・ネットワーク上でデジタル・マネーを通じて商品交換が行われるということは、その商品がデジタル・データではないモノであったとしても、物々交換でない限り、もう一方に相対するのはデジタル・マネーである。そこで、モノとして自然的属性に加えてデジタル・データの物理的・化学的性質ゆえに生じる物神性、労働における人間と人間との特殊社会的な関係が、デジタル・ネットワーク上の関係として表出する現象が生じるのである。そして、情報資本主義社会における商品の物神的性格、物神性はこのように実物レベルで、そして電子的レベルで、きわめて重層的な構造を持ち、そのことが、情報資本主義社会の歴史性の解明、資本主義的生産過程の解明から遠ざけるのである。^{註70} しかしながら、この重層的な物神性の構造の、最高度に神格化された形態であるデジタル・マネーの解明は、同時に情報資本主義社

^{註69}前掲、福田泰雄『現代市場経済とインフレーション』によれば、物神性の混迷の原因は商品の呪物性把握の不明快さにあるとして、「呪物性は、それが商品である限り等価形態に立つ商品にも相対的価値形態に立つ商品にも付着する。ただし、等価形態にある商品に付着する呪物性は相対的価値形態にある商品に付着するそれがより明確化したものにすぎない」(70頁)として、物神性を等価形態にある商品固有の現象として見る考えを退け、そのことによって物神性が商品交換という労働の社会的関係のきわめて歴史的な関係性によって生じる現象であることを明確にしている。

会の電子的な形態と同時に、まさに資本主義的な構造の把握につながるのである。

⁸⁹⁰特に電子的レベル、すなわち商品交換がデジタル・ネットワーク上で行われることにより、市場経済によって分断された生産と消費がネットワーク化されることによって再融合するという主張、たとえばアルビン・トフラーが『第三の波』（日本放送出版協会、1980年）の中で、市場による流通機構を前提とした上で、これがコンピュータの発達によって合理化され生産＝消費者（プロシューマー）が直接生産に関与することによって流通経路が簡素化され、市場から脱市場文明へ移行することを説き、その後このような主張は枚挙にいとまがないが、これは人間の労働の社会的関係が、商品交換というというモノとモノとの関係、そして今や電子ネットワークにおけるデジタル・データの流通といったきわめて特殊物理的・化学的性質によって行われている関係を直接的にのみ表現した、まさに物神性にとらわれた主張であると言えよう。